

薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案に対する意見

※ 本集計結果は、検討会での議論の参考としていただくため、事務局の判断で、今回の経過措置案について、賛成意見・反対意見・その他(経過措置に直接関係しないもの)とに振り分けた上で、反対意見を更に細分類したものである。
経過措置案に対する反対意見の中には、郵便等販売について厳しく規制すべきという方向と規制を緩和すべきという方向のものが混在している。

意見区分	件数	占率
I. 経過措置に賛成	42	0.5
II. 経過措置に反対	1146	11.7
(1)経過措置は不要	692	7.1
(2)経過措置の内容に反対	454	4.7
①対象者の範囲	401	4.1
ア 離島居住者以外の者も対象とすべき	170	1.8
イ 継続使用者の範囲を広げるべき	309	3.2
ウ その他	14	0.2
②対象品目の範囲	9	0.1
ア 第1類医薬品も対象とすべき	3	0.1
イ 品目を更に限定するべき	6	0.1
③経過措置期間	231	2.4
ア 恒久措置とすべき	216	2.2
イ 2年より長くするべき	11	0.2
ウ 2年より短くするべき	4	0.1
④その他	8	0.1
III. その他	8636	88.0
(1)郵便等販売の規制をするべきでない	8333	84.9
(2)その他	303	3.1
計	9824	—

「薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案」 に関する意見

I. 経過措置に対する賛成意見

【主な意見】

- ・ 2年間の猶予を与えたと見ているが、その期限が切れるまでに消費者の意見も反映される形で議論を進め、より良い形で結果が出る事を期待している。
- ・ 利便性と健康はどちらが大切なものかという問題を突き詰めていけばまず「健康」「命」であると思うのが自然だと思います。よって、比較的安全と認められた薬以外は対面販売以外の方法で販売すべきではないと考えます。離島等への経過措置が行われるようですが、あくまで経過措置で終えて欲しいです。
- ・ 消費者の安全を考える上で、厚生労働省の政策を指示いたします。
- ・ 医薬品を安易に販売してしまう現在のシステムは直すべきであり、今回の省令及び付帯規則には賛成です。新たに追加した離島の方々に対する救済策により十分に納得の行く解決策が示せていると思います。
- ・ 薬を危険なものであるという事を、通販業者は改めて考える必要があると思います。当初の規制内容でしたら、離島の方とかの配慮が欠けていたので反対でしたが、今回の改正内容でしたら、問題無いと思います。
- ・ 厚労省が出している案に賛成します。賛成理由は下記です。
 - ①離島や手に入らない方への配慮がある。
 - ②新たに服用する医薬品で説明なしに飲んでしまい健康被害が出たときの責任をネット業者がとるわけではない。
 - ③医薬品と他の製造物とは重みが違う。健康への影響を与えるものであるので慎重であるほうが望ましい。
- ・ 薬を適正に、安全に使用するという意味で、ネットで新しい薬が買えないということは反対する理由はないと思っている。すでに購入した薬が買える、離島などの場合は購入できる、ということで、何がいけないのか。
- ・ 今回の改正案では経過措置として離島居住者ならびにこれまで通販で購入してきた人たちに期間を限って認めるようだが、これで十分なのではないか。
- ・ 2年の間に、世論の動向を見ながら「対面販売の原則を守りつつ、郵便等販売を認める」方向で理論構築してください。

II. 経過措置に対する反対意見

(1) 経過措置は不要

【主な意見】

- ・ 今回の問題（離島、店舗不在、共働き）については、配置販売業の活用又は店舗販売業の開店促進策を新設すれば、解決可能であり、郵便等販売に関する再改正は不要と思われる。

困っている方には、行政から配置販売制度をよく説明し、また配置を希望された家庭等には必ず配置するよう配置販売業者に依頼することをお願いします。

店舗販売業の構造設備（店舗面積等）を緩和（現在、特例販売業が認められる地域に限る）するなど、困っている地域に店舗販売業の開店を促す制度もご検討ください。
- ・ 薬は対面販売が絶対的の原則であり、盲人や離島であっても極力原則を崩すべきではないと考える。国民の健康保持こそが重要であり、利便性は二の次でよい。
- ・ 薬剤師又は登録販売者でなければ販売できない医薬品を2年間もネット販売を認めることはもってのほかと考えます。
- ・ 経過措置として2年間も実質放置することには反対です。
- ・ 医薬品のインターネット販売には絶対反対です。これが罷り通るなら、必ず薬害が生じ、一方で薬物乱用がおきます。
- ・ 医薬品の作用、副作用は多岐にわたります。特に、単剤では副作用を示さなくても、他の薬品や食品との相互作用で、重篤な転帰にいたる例もあります。すべての、ネット購入者が自己責任で、これらの情報を判断できるとは到底考えられません。
- ・ 法的に矛盾しており、医薬品のネット販売には安全性に不安がある。また、今行われているネット販売の実態は余りに酷い状況にも関わらず、店舗での対応はかなりの努力を強いられながら、ネット販売が今までと変わらないのは疑問である。
- ・ 一部の生活者の不自由に対応するためと言う大義名分よりも、利用する全生活者へに対する安全・安心を優先すべきであり、もしもインターネット等による販売を部分的にでも許可した場合においては万が一の場合は認可した厚生労働省が全生活者に対しての安全性を担保しなくてはならない事となりますので賛成できません。
- ・ インターネットでの医薬品販売について、私は禁止で良いと思います。私は、現在ドラッグストアで働いていますが、間違った服用の仕方、間違った効能・効果の解釈をしている方があまりに多いことに日々驚かされています。

また、登録販売者試験も大変簡単で誰でも取れる状況ですし、ネット販売を許したら歯止めがきかなくなると思います。添付文書を読む人もほとんどいません。安易に薬を服用する人が多い日本の状況ではいつ重篤な副作用が起きるとも限りません。
- ・ ネット販売はやめるべきだと思っております。必要な情報は提供しているとのことですが、実際は何の説明・注意もなく薬を購入することができます。これまで規制がなかったことの方が疑問だったくらいです。
- ・ インターネット上での怪しい薬品が横行している現在、それらの業者が表示を粉飾しやすくなる医薬品のネット販売は慎重にすべきです。
- ・ 薬は成分がよく分からないし選ぶことも難しいです。対面のほうがいろいろ訊けて安心できます。通販は流通のルートも不明確で問題になったとき逃げられそうで怖いのです。
- ・ 本当に買いに行けない人は地域の薬剤師会が対応してあげてはどうでしょうか、薬剤師会が一番近い薬局を紹介して配達してあげるとか、配置販売業者を紹介するとか知

恵を絞ればまだまだアイデアがあると思います。

- ・ インターネットでは相手が見えないこと、年齢等成りすましも可能であり、安易さは逆に非常に危険を伴うと感じます。

医薬品により人体に障害が起きた場合、元の状態に戻することはほとんど不可能に近く、その人の生涯を奪うこととなります。

- ・ 現状のインターネットでの販売は、利便性の追求がメインであり安全性の確保が十分に行われているのか疑問です。購入者が抱える背景は多様であり、添付文書の表示や決まったフォーマットでの質問では十分な安全性の確保は行えないと思います。
- ・ 障害のある方や離島の方々に関しましては、行政が本来フォローすべきことで、営利目的を主としているネット業者に任せることではないと思います。
- ・ 「経過措置」は、2年後の「改正薬事法」完全施行に向けた期間限定的な措置であり、その目的は、「薬局等がない離島の居住者」と、「5月までに特定の薬を継続して利用していた人」を救済するとしています。

しかし、そういう人の特定や確認、また新たな購入者を断ることは現実的には困難であることと思われます。結果、今までと変わらず通信販売を認めていくことになり、「改正薬事法」完全施行は実現不可能になるおそれがあります。

- ・ 風邪薬で人の命さえ奪えるということを肝に銘じ、規制の主旨を貫徹してください。
- ・ 医薬品の怖さを知らない生活者の意見だけを優先するのは間違っていると思う。
- ・ 一般用医薬品の販売方法や情報提供のあり方を根本的に見直す歴史的な制度改革にあたり、このように広範な適用除外を認める経過措置を設けることは、法改正の意義を失わせる行為といえ、もはや「経過措置」として許される限度を超えていると言わざるを得ない。

(2) 経過措置の内容に反対

① 対象者の範囲に関する意見

- ア 離島居住者以外の者も対象とするべき
- イ 継続使用者の範囲を広げるべき
- ウ その他

【アの主な関連意見】

- ・ 離島に住んでいる方はよくて、山の中、例えば、薬局まで自動車でも山道を1時間以上走らなければならない場所に住んでいる人は駄目なのですか。見捨てるのですか。どういう差別なのですか。
- ・ 本州でも最寄りの薬局まで1時間以上かかるような山間部に住んでいる方がいます。離島に限らず、通販に頼っている人が居ることをもっと考慮していただきたいです。
- ・ 限界集落や山間地に住む老人や体の不自由な人は、離島より余程不便かもしれないのに、まったく理解不能。
- ・ 離島は関係ありません。聴覚障害者にとっては、コミュニケーションが取れないという点では常に隔離され、離島にいるのと同じです。
- ・ 本州にあっても離島となんら変わらない現状があるのだと役人は知るべきです。都会を基準に考えないで下さい。
- ・ 離島でなくとも、仕事を持ちながら子育てをする者にとってはちょっとした買い物

できえとても大変です。

- ・ 近くに商店や病院、薬局が無く、高齢化、過疎化が進んでいる山間地域の人たちのことも考えた、改正案作りをしてほしいです。
- ・ 通販を必要とし、通販により救われているのは離島の住人ばかりではありません。
- ・ 離島居住者に対する経過措置は、実店舗購入の地理的障害を鑑みてのものだと解釈いたしますが、高齢者、身体障害者、過疎地居住者等にも物理的障害があります。
- ・ 陸の孤島と呼ばれるような過疎地域においても、購入が困難であることは離島と同じこと。

【イの主な関連意見】

- ・ 継続服用中の患者に6月1日以降対面相談後に別の薬に変更した場合、送れなくなると健康被害が生じる恐れがある。
- ・ 「同一者が、同一店舗で、同一の医薬品を購入する場合に限る。」とありますが、同じ商品でも同一店舗で買うとは限らないのがネット販売だと思います。少しでも良いお店に乗り換えようとしたり、使っていたお店が閉店してしまったりいろいろ不都合も発生すると思います。
- ・ 今まで購入している薬以外にも、欲しい薬が出来た場合に通信販売で購入できるようにしてほしい。
- ・ 電話等による相談の上での医薬品の変更は認めるべき。
- ・ 加齢などによる体質の変化で、必ずしも同一の医薬品が適当とは言えなくなり、異なる医薬品に変えたほうが良いと考えられる場合があるため、「同一の医薬品」を「同一目的の薬効の医薬品」に変更すべき。

【ウの主な関連意見】

- ・ 「継続使用者」に対する郵便等の販売の方法等では、「継続使用者から情報提供を要しない旨の意思を確認したときは郵便等販売を行うことができる」となっており、安全性を確保するという改正薬事法の主旨からすれば「本末転倒」の感が否めない。「継続使用者」に対する郵便等の販売の方法等については、十分な情報提供の措置を講じた上でのみ行えるように改正いただきたい。
- ・ 継続使用者に対する経過措置は行わないこと。経過措置を強行する場合は、①「販売記録の作成、保存」の期間を5年間とし明記すること。②「継続使用者が情報提供を要しない旨の意思」の確認は、記録を作成し保存しなければ、事実上形骸化する危険性が高い。①と同様に記録の作成・保存を5年間とすること。
- ・ 継続使用者とありますが、これはどのようにして確認がなされるのですか、この確認手続きに手間がかかるようでは、事実上、意味をなさない。
- ・ 離島などの住民にのみ販売したかどうかの確認はどのように行うのでしょうか？
- ・ 同一者が、同一店舗で、同一の医薬品を購入する場合、とはどのような管理をするのでしょうか。
- ・ 薬局製造販売医薬品継続使用者又は第2類医薬品継続使用者に、事業者や施設の長などが含まれるのかを確認したい。

(2) 経過措置の内容に反対

② 対象品目の範囲に関する意見

- ア 第1類医薬品も対象とするべき
- イ 品目を更に限定するべき

【アの主な関連意見】

- ・ 1類医薬品といわれている分類の商品ですが、1類商品には悩み系の商品が比較的多く存在しています。店頭で顔を合わせて購入しにくい商品がいくつもあります。そのような商品を購入する人たちの気持ちにもなって下さい。
- ・ 薬剤師が第1類医薬品に関して、しっかり情報提供ができれば、第1類医薬品のネット販売も認められて当然である。
- ・ 継続使用者が現に継続使用している医薬品の情報に精通している事を前提にした措置であるのならば、第二類に限る必要はありません。

【イの主な関連意見】

- ・ 薬局医薬品の範疇に含まれる薬局製造販売医薬品についての経過措置は、改正薬事法のリスク分類、情報提供の考え方を大きく逸脱しており看過できない。経過措置対象から、薬局製造販売医薬品を外すべきである。
- ・ 情報提供不要を2類とするのは広すぎる。かぜ薬などをネットで情報提供をうけず購入し続けるのはおかしい。慢性疾患に服用する医薬品に限定すべき。
- ・ 重大な副作用の恐れのある指定第2類医薬品は、対面販売の原則を逸脱して販売を許可すべきではない。
- ・ 第2類医薬品の対象医薬品のうち、下記のようなものは、ネット販売を禁止すべき。
 - ① 専らねずみ、はえ、蚊、のみその他これに類する生物の防除のために使用されることが目的とされる医薬品のうち、人の身体に直接使用されることのないもの
 - ② 専ら滅菌又は消毒に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人の身体に直接使用されることのないもの

(2) 経過措置の内容に反対

③ 経過措置期間に関する意見

- ア 恒久措置とするべき
- イ 2年より長くするべき
- ウ 2年より短くするべき

【アの主な関連意見】

- ・ 漢方薬の郵送販売は、今後2年間のみならず、国民の健康や少子化対策のためにも認めていただくべきです。
- ・ 離島・過疎地域など薬局がないところに居住するものにとって2年後以降に薬局が開設されるとは思えない。
- ・ 今後2年間で治療が終わる見込みは残念ながらございませんので、今まで通りの薬の郵送は必要です。
- ・ 2年間の間に厚生労働省は離島居住者が薬を購入できるようにどのような体制を整えるのでしょうか。

- ・ 2年間で何がどう改善される見込みがあるのか理解しがたい。
- ・ 2類医薬品は経過措置ではなく、恒久的に通信販売可能なように改正すべきです。
- ・ 経過措置として2年間の期限が設けられていますが、その間に通販に代わるどのような流通システムが導入され得るのか、現時点で何ら提示されておらず、納得できません。

【イの主な関連意見】

- ・ 経過措置終了後に、経過措置対象者に対する改正省令による不便（郵便等販売による一部医薬品の入手が行えなくなる不便）の全部又は一部の解消が一切担保されなていないことから、経過措置期間は「当面の間」とし、前述不便の解消状況等を見極めた上、経過措置を終了することとすべき。
- ・ インターネット販売の枠組みが整備されるまで当面の間の経過措置とすべきである。

【ウの主な関連意見】

- ・ ただいたずらに2年間の経過措置を設けるだけでなく、例外措置の環境を改善するべく薬品販売業者の体制改善義務や行政として例外措置によらない救済策の決定を併せて明記すべきと考えます。継続使用者に対する販売については、2年間の経過措置によらない代替措置の検討は十分可能であることから6ヶ月から1年程度に短縮し、例外措置に頼らない流通経路へ移行させるべきと考えます。
- ・ 2年間とする理由が不明。最長2年とすべき。あまりにも長い期間。半年ごとに問題がないことを確認して最長2年に訂正して欲しい。
- ・ 「施行後2年間の限度とした次の省令改正による時期まで」に変更すべき。本人確認やなりすましの問題も含め、引き続き情報通信の専門家を含めた検討を行えば、国民の要望にあった改正薬事法の趣旨に沿った郵便等販売の方法での条件が、2年以内には打ち出せるものと考えます。

Ⅲ. その他の意見

(1) 郵便等販売の規制をするべきでない

【主な関連意見】

- ・ 伝統ある漢方薬の業者で、この改正により廃業せざるを得ないところが出てくると聞いている。それなりの実績（10年以上など）があるところについては、特例的にも業を存続させることが業者のみならず、利用者にとっても有効ではないか。
- ・ 当薬局では、患者様の要望により漢方薬をお送りいたしております。それは、うつ、不安神経症等で外出が出来ない、電車、バス、車にも乗れないという様な方、ご高齢で足の不自由な方、遠方からわざわざ来店されている方、忙しく来店できない方、などで、必ず、電話で話しをさせていただいて、相談カードに記載し、薬を送ってから電話でのやり取りをして、その後の経過等を聞いております。それにより判断して漢方薬をお選びしてお送りいたしております。状況によっては体調も変わるので、同じ薬とは限らず、それが送れなくなるととても患者が迷惑を被ります。
- ・ 安全性を担保することが対面販売によってしか担保されないために、通信販売を規制するというのは、必ずしも実態に合っていないのではないのでしょうか。通信販売でも説明や注意書きを充実することによって担保できるはず。
- ・ 悪質なネット通販のみでなく、薬局・薬剤師の電話相談による医薬品の発送業務までも画一的に規制し、消費者の必要とする商品を自由に購入する権利を不当に奪う、「医薬品の通信販売規制」に断固反対します。
- ・ 対面販売だと安全で、インターネット販売だと危険と言う根拠がはっきりしていないように思います。ドラッグストアに行けば、自由に市販薬が手に取れ、そのままレジに行けば購入できます。私は、全く薬剤師に相談したことはありません。
- ・ 近隣の薬局では、ラインナップがころころと変わります。特別な薬でなくても、通販を禁止されてしまうと、同じ薬を安定的に手に入れるということが非常に困難になります。
- ・ 対人恐怖症で外に出られない場合、もしくは怪我をしており出かけられない場合、要介護人が居て出かけられない場合などがあるかと思えます。
- ・ 自分の健康や体を守るために処方箋なしで購入できる医薬品について販売方法を制限する必要はないと思います。
- ・ 遠隔地に住み、また近所の薬局では入手できない自分に合った薬を、通信販売だから一律に規制して販売できなくなるという制度は、利用者の立場にたった制度改革とは到底考えることができません。
- ・ インターネットを通して買う場合同様の効果のある薬でも種類や値段を考慮して複数の選択肢から選べるなどの利点が多々あるのに、一方的に消費者が不利益を被る規制を行うのは非常に不合理を感じます。
- ・ 仕事と家庭を両立させながら生活する上で、医薬品のネット販売は、救急用品・生活必需品を含めて、日中買い物になかなか出向けない子育て世代には無くてはならないものです。
- ・ 便秘薬をお店で買うのはとても恥ずかしいです。痔・カンジタ病・タムシ等のお店では買いにくい薬を、症状を説明し購入してみてください。
- ・ 多忙な生活の中で、ネットで迅速に医薬品が購入出来ることは大変ありがたいことですし、いくつもの店舗を回らなければ見つける事のできないような特殊な薬の場合等はネットで簡単に検索をして購入出来るという現在の状況は大変利便性の高いもの

です。

- ・ 薬剤師がいる通販サイトなら安心していろんな薬の成分表を見比べられるし質問があればメールで答えてもらえますし、実際にそうやって購入する薬を決めたこともあります。

今後はコンビニにでも薬を売れるようにするようですが、薬剤師がいる通販と何の知識も無いコンビニ店員が売る薬のどちらが安全かといえば確実に前者だと思います。

- ・ インターネット通販では、オンラインのため、返信まで時間を要することはあるが、都合の良い時間に質問でき、都合の良い時に回答を受け取れる点でメリットがある。
- ・ ネット販売を禁止するのであれば代替案や薬局の深夜早朝営業等の義務化や24時間営業のコンビニでの販売義務化等すべての人間が同じサービスを受けられる環境を先に整えていただきたいと思います。
- ・ 店舗に薬剤師がいるといっても非常に少人数で、具合が悪いときにわざわざ店舗まで出向かなければならないし、出向いたところですぐに購入できるわけではなく、薬剤師さんに相談するまで他の相談するお客がいるときはそれが終わるまで待たなければなりません。
- ・ ネット販売のほうが安全性を高くすることができると思います。ネットなら薬品の説明書を購入前に読むこともできるし、飲み合わせなどの問題も気軽に調べることができます。

薬の大量購入問題もむしろネットのほうが制限をかけやすいです。業者間で情報共有して一度に大量購入しようとした人に制限をかけることだってできるはずです。

- ・ 離島・障害者・労働時間・地域、あらゆる理由で自由に薬を買えない、比較して購入できない人も含め、「市販薬」なら、好きな場所で、もしくは購入可能な場所で、自由に購入できる権利が私たちにはあるはずです。
- ・ 漢方や薬局製剤、1類医薬品は薬局にとって個性を発揮しながら、質の高い個別の医療を提供出来るアイテムであり、簡単に近隣の薬局で手に入るものではありません。郵送などの物流手段は不可欠です。
- ・ 「障害者、高齢者、妊婦、育児中」などで、薬局や店舗に買いにいけない人に対する供給方法を担保する必要があるのではないのでしょうか？それが不可能な場合、通信販売規制の実行を中止しなければならないと考えます。

「配置販売業者」の利用が挙げられますが、この場合は、配置薬にて、現状の大規模ドラッグストアや、通信販売と同程度の数の薬を扱い、購入可能であることを担保することが必要と考えます。

- ・ インターネット販売は必ず購入者の住所、氏名、連絡先を記載するルールとなっており、薬に問題があった場合についても、購入者の追跡がしやすかったり、インターネット上にきちんとした説明を載せていれば、いつでも情報の確認ができます。逆に対面販売の方がリスクが大きいと思われれます。その理由としては氏名や居住地や連絡先を告げることなく、症状を伝えるだけで薬を購入できるからです。これは非常にリスクが高くないのでしょうか？
- ・ 薬剤師に聞いてから買いたいような薬の購入なら薬局に行きます。そうではない薬で、薬局に行く時間を節約したいとき、またはストックしておきたい薬の一括購入などは、夜間のゆっくりした時間にネットで時間をかけて選んで購入したいです。一律販売禁止なんて今の時代まったくのナンセンス。
- ・ 店舗で購入したからといって、これまで1度も1・2種に関する注意をアドバイスされた経験はありません。逆に、通信販売であれば、カタログ、チラシ、ウェブ上に注意喚起を記載できます。ショッピングカート、電話、ハガキで申し込む際、必要以

上に1・2種に関する使用説明を記載・説明できる余地はあります。

- ・ 対面販売に限定することで「安全」を保てるかどうか非常に疑問であり、また、ネット等での販売を禁止する規制は産業の発展を阻害するだけであるので反対です。通常のネット販売をする事業者がいなくなると、ネットで販売するのはアンダーグラウンドな事業者のみになり、逆に安全性を損なうだけの結果になると思われます。
- ・ 薬品の過剰摂取・誤用を恐れられているのであれば、薬剤師に直通する電話番号を明記することをネット・実店舗問わず法制化すれば、この状況は改善できるものと思われれます。
- ・ 最寄りのドラッグストアでは、体質に合った薬の取り扱いがなくなる場合があります。そういった時にその店舗に、取り扱いの再開を求めても良いのですが、店舗には店舗の、商品を選択する営業方針もあると思ひ、なかなか言いづらいものです。インターネットでの販売であれば、商品名から検索して購入することができますので、歩いて探し回るよりもはるかに利便性が良いのです。
- ・ 医薬品のネット販売は先進国では標準です。
- ・ ネットでの伝統薬の販売を制限するのはやめてください。ずっと使用している薬が簡単に買えなくなるのは憤りを感じます。対面販売で売れる薬品の数は限られています。古くから続いたいい薬はほとんど流通経路にのりません。地方まで購入しにいけというのでしょうか。伝統薬は、食品と同様に文化の一部でもあると思ひます。すべてひとまとめにして規制するのはやめてください!!!
- ・ 医薬品の通販を拡大することで、メーカーは医薬品の情報を、ネットなどを通じより広く公開する必要に迫られ、使用者も医者や薬剤師などに頼るばかりでなく、自分で情報を集め易くなるはずでず。
- ・ ネットの場合、画像のやり取りを行うことも出来ますし、条件が合えば通話も可能です。やり取りがすべて書面で残るということは、記録の観点から見ても有意義です。
- ・ インターネットが普及した今、メーカーサイトをじっくり比べて商品知識を得ることも出来るようになりました。特定の医師・薬剤師に頼るより、患者として納得のいく情報が得られるのではないかと思ひます。
- ・ インターネットで購入した薬を大量に服用して自殺をはかってしまった人の事件が、以前報道されましたが、この様な人の場合、インターネットで購入できなくとも、薬局を何件も回るなどして大量の薬品を入手し、同様に自殺を図ってしまう事が考えられます。

この様な場合、対面販売であっても、薬剤師さんが居ても、そのような目的で薬の乱用を意図的に行おうとしている人の行動を察知し、危険を防ぐ事などは無理だと思ひます。そのような一部の人以上の、ごく当たり前にネットで薬を購入し、普通に使用している人々（極々例外的な事例を除く99%以上の人々）の健康に関して、ネットで薬を購入し、使用していることが理由で、重大な健康被害が生じている事実があるとは思ひません。

- ・ 特定の店舗でしか入手不可能な（一般流通していない薬）はどのように入手すればよいのでしょうか。薬局店舗で購入する場合も、専門知識も何もない、ただのバイトが対応する場合が大半の状態では対面販売による安全性も存在しないと同じと思われれます。
- ・ ネット通販は薬価に競争原理を導入し、適正価格で適時に薬を購入できるすばらしい流通手段であり、対面販売と並んで確保されるべき販売方法です。
- ・ 対面販売でも第2類薬では説明は「努力義務」である以上、購入者が求めない限りはおそらく説明もろくに行われなと思われれます。対面販売が必ずしもネットよりよ

いとは言い切れません。どうしてもと言うのであれば、レジ打ちは最低登録販売者以上の資格を持つ者行うのが望ましいと思えます。そうしないと対面販売の意義を生かせません。

- 配置薬は通信販売にくらべ、割高（2倍～）であり、余計なコストが発生することになると思われるが、今回の規制により、やむなく配置薬を配置する場合には、国からの補助はしてもらえるのでしょうか？
- 通信販売でメール等の文書や電話やテレビ電話等によっても薬の適正な使用のために必要な情報提供は可能である。
- ドラッグストア等においては、代理人に医薬品を販売し、更に販売記録さえ無くても安全性が担保されていると考えられているにもかかわらず、郵送の場合は、患者本人が直接、自分の体質等のデータを持つ薬局の薬剤師に電話等で相談したとしても安全性が担保されないと解釈されるのはおかしいと思います。
- 漢方薬局においては、初回対面時に患者さんの病状、病歴、家族歴、体質等詳しい問診や服薬指導を行っている上、2回目以降郵送する時も電話でその都度体調等詳しく聞いた上で送っているので安全性は担保されていると考えられる。
- 体外診断用医薬品は、一般使用に当たり経口薬のような副作用におよび健康被害が直接発生する性質のものでなく、経口薬同様の規制下におく性格の製品群でないと考える。